

議案第 38 号

上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

上越市福祉交流プラザ条例（平成 20 年上越市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の表中「基幹相談支援センター」を削る。

第 6 条の表中「基幹相談支援センター」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。